

總行行第143号
平成16年11月10日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

地方自治法の一部を改正する法律等の施行について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成16年法律第57号。以下「改正法」という。）は、平成16年5月26日に公布され、地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成16年政令第343号）により、平成16年11月10日から施行されることとなりました。また、これに併せて、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第344号。以下「改正令」という。）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第131号。以下「改正規則」という。）が平成16年11月8日に公布され、平成16年11月10日から施行されることとなりました。

改正法は、都道府県の申請に基づく都道府県合併の手続等の整備に関する事項、議会の定例会に関する事項、収入役に関する事項、地域自治区に関する事項、支出命令の方法に関する事項、長期継続契約に関する事項及び条例による事務処理の特例に関する事項を内容とするものであり、その具体的な内容、留意事項等については、「地方自治法の一部を改正する法律及び市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）」（平成16年5月26日付け總行行第57号・總行市第204号各都道府県知事あて総務事務次官通知）により示したところです。

改正令及び改正規則は、改正法の内容のうち都道府県の申請に基づく都道府県合併の手續等に関する事項、収入役に関する事項、支出命令の方法に関する事項及び長期継続契約に関する事項に係る規定の整備を図るほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の規定に基づき私人に徴収若しくは収納又は支出の事務を委託することができる公金の範囲、法第232条の5第2項の規定に基づき資金前渡をすることができる経費の範囲及び法第234条第2項の規定に基づき随意契約の方法により契約を締結することができる場合を改める等の所要の規定の整備を図ることを内容としたものです。

貴職におかれては、下記事項及び上記通知に示した事項に留意の上、改正法、改正令及び改正規則の施行が円滑に行われるとともに、適切な運用がなされるよう格別の配慮をお願いします。

なお、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

第1 都道府県の申請に基づく都道府県合併の手続等の整備に関する事項

都道府県の申請に基づく都道府県合併の手続等の整備に関する事項については、改正法附則第1条及び改正令附則第1条の規定により、その施行の日が平成17年4月1日とされたところであるが、改正令により次のとおり関係政令について所要の規定の整備が図られたものであること。

1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部改正関係

次に掲げる選挙の区分に応じ、それぞれ定める日から当該選挙の期日までの間を法第74条第6項に規定する政令で定める期間に追加されたこと。（地方自治法施行令（以下「令」という。）第92条第5項関係）

(1) 都道府県の設置による都道府県の議会の一般選挙又は長の選挙 法第6条の2の規定により都道府県が設置された日

(2) 都道府県の議会の議員の増員選挙 法第90条第5項の規定による議員の定数の増加に係る同条第1項の条例の施行の日

2 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正関係

都道府県合併があった場合における都道府県の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数に関する規定等について、所要の改正が行われたこと。（改正令附則第3条関係）

3 その他関係

上記1及び2のほか、関係政令について所要の規定の整備が図られたものであること。（令第92条第6項及び第178条並びに改正令附則第2条、第4条、第6条及び第7条関係）

第2 収入役に関する事項

条例で収入役を置かず市長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる市は、人口10万未満の市とされたこと。（令第132条の2関係）

第3 財務会計制度に関する事項

1 私人に徴収又は収納の事務を委託することができる公金の範囲の拡大関係（令第158条第1項関係）

(1) 私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入として、物品売払代金が追加されたこと。

(2) 物品売払代金には、地方公共団体が編纂する図書、地方公共団体が生産する農産品等の売却に係る歳入が含まれるものであること。

2 支出命令の方法関係（令第160条の2関係）

(1) 支出命令の方法として、支出命令は当該支出負担行為に係る債務が確定した後に行うことを原則としつつ、次に掲げる経費に係る支出命令については、当該支出負担行為に係る債務が確定する前に行うこととされたこと。

① 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費

- ② 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費
 - ③ 上記①及び②に掲げる経費のほか、二月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは借り入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は一月当たりの対価の額が定められているもののうち普通地方公共団体の規則で定めるものに基づき支払をする経費
- (2) 上記(1)①から③までに掲げる経費については、一般的に毎月支払をすることとされているものが想定されるものであるが、これらの経費について、例えば年度当初において当該年度において必要な額について包括的に支出負担行為及び支出命令をすることとされたこと。
- (3) 上記(1)①から③までに掲げる経費についても、法第232条の4第2項の規定により、出納長又は収入役が支払をするときは、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認する必要があることに留意すること。
- (4) 上記(1)③に掲げる経費としては、後納郵便、コピー用紙又はガソリンの購入、新聞購読に係る契約に基づき支払をする経費等が想定されるものであること。
- 3 資金前渡をすることができる経費の範囲の拡大関係（令第161条第1項関係）
- (1) 資金前渡をすることができる経費として、次に掲げる経費が追加されたこと。
- ① 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費
 - ② 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費
 - ③ 上記①及び②に掲げる経費のほか、二月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは借り入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は一月当たりの対価の額が定められているもののうち普通地方公共団体の規則で定めるものに基づき支払をする経費
- (2) 上記(1)③に掲げる経費としては、上記2(4)に掲げる経費が想定されるものであること。
- 4 私人に支出の事務を委託することができる公金の範囲の拡大関係（令第165条の3第1項関係）
- (1) 私人に支出の事務を委託することができる経費として、次に掲げる経費が追加されたこと。
- ① 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費
 - ② 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費
 - ③ 上記①及び②に掲げる経費のほか、二月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは借り入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は一月当たりの対価の額が定められているもののうち普通地方公共団体の規則で定めるものに基づき支払をする経費
- (2) 上記(1)③に掲げる経費としては、上記2(4)に掲げる経費が想定されるものであること。
- 5 隨意契約の方法により契約を締結することができる場合の見直し関係（令第167条の2第1項関係）
- (1) 隨意契約の方法により契約を締結することができる場合として、次に掲げる事由が規定されたこと。

- ① 次に掲げる施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により物品等を調達する契約をするとき。(令第167条の2第1項第3号関係)
- ア 次に掲げる福祉関係施設において製作された物品を買い入れる契約をするとき。
- a 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第29条に規定する身体障害者更生施設又は同法第31条に規定する身体障害者授産施設
 - b 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第3項に規定する精神障害者授産施設又は同条第5項に規定する精神障害者福祉工場
 - c 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の6に規定する知的障害者更生施設又は同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設
 - d 小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第15条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)
- イ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約をするとき。
- ウ 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者がない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から受ける契約をするとき。
- ② 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。(令第167条の2第1項第4号関係)
- (2) 上記(1)①及び②で物品等を調達する手続を定める普通地方公共団体の規則においては、地方公共団体の契約方法の原則である機会均等、透明性及び公正性を確保するための手続を規定する必要があり、具体的にはおおむね次のような内容が想定されるものであること。
- ① あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
 - ② 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法や選定基準、申請方法等を公表すること。
 - ③ 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。
- (3) 上記(1)②の普通地方公共団体の認定の手続として、次の事項が規定されたこと。(地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の3の2関係)
- ① 隨意契約により新商品の販売を希望する者は、その新商品の内容や生産の実施方法等を記載した計画を策定し、普通地方公共団体の長に提出すること。
 - ② 当該普通地方公共団体の長は、新商品の生産の目標、内容、実施方法等が技

術の高度化、経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものとして適切であるか等について審査した上で認定すること。

6 長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲の拡大関係（令第167条の17関係）

- (1) 法第234条の3で具体的に規定されている電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約のほか、長期継続契約を締結することができる契約として、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとされたこと。
- (2) 上記(1)に該当する契約としては、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの等に係る契約が対象になるものであること。例えば、OA機器を借り入れるための契約、庁舎管理業務委託契約等が想定されるものであること。
- (3) 上記(1)の契約の締結に当たっては、更なる経費の削減やより良質なサービスを提供する者と契約を締結する必要性にかんがみ、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、適切な契約期間を設定する必要があることに留意すべきものであること。

7 その他関係

- (1) 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）の一部改正関係
上記3から5までの改正に伴い、地方公営企業法施行令について所要の規定の整備が図られたものであること。（改正令附則第5条関係）
- (2) その他関係
上記5及び6の改正に伴い、関係政令について所要の規定の整備が図られたものであること。（令第167条の2第2項及び第3項、第174条の28第1項、第174条の30の3第1項、第174条の31第1項、第174条の36の2第1項並びに第224条第1項及び第2項並びに改正令附則第8条関係）